



## 岩美町子育て世帯等住宅新築・リフォーム資金助成事業案内

岩美町では、子育て世帯をはじめとした町民のみなさんの定住促進・居住環境の充実および地元事業者の活性化を目的に、住宅新築およびリフォームに対する資金助成事業をおこなっています。

住宅の新築やリフォームを考えておられる方は、ぜひご利用ください！



### 1. リフォーム助成

#### 対象工事

- ・住宅の修繕・補修及び増改築
- ・壁紙の張り替え、屋根又は外壁の塗り替え等の模様替え
- ・公共下水道および集落排水施設への接続
- ・その他住宅に附属する設備の設置・交換および改修 等  
(工事内容が助成対象となるかどうかご不明な場合は、お問合せください)

#### 条件等 (次の要件すべてに該当すること)

- ・工事費が10万円以上のもの
- ・町の他の制度による助成を受けていないもの(重複しない部分について対象となることがありますのでご相談ください)
- ・翌年度の9月末までに工事完了すること
- ・町内に所在する法人事業所(※)又は町内に住所を有する個人事業所の施工であること  
(町では、業者の紹介・斡旋等はありません)  
(※)岩美町で法人町民税が課せられている事業所。

#### 対象住宅

- ・申請者が居住するため町内に所有する住宅
- ・日常的に居住する建物に限ります(別荘・倉庫等は対象外)
- ・交付を受けたことがある場合は、交付を受けた日から5年経過していること

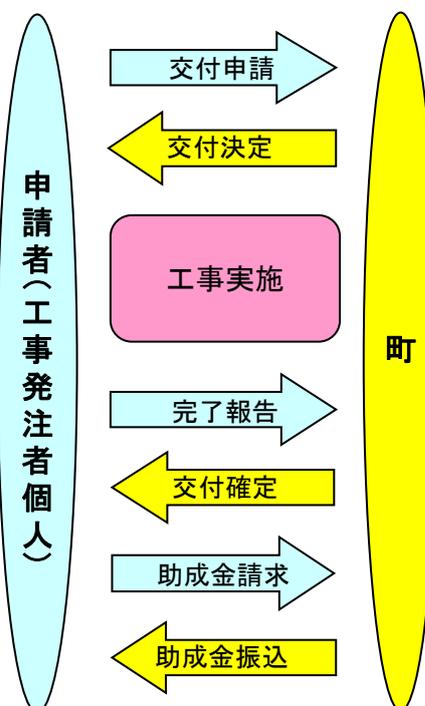
#### 申込み資格 (次の要件すべてに該当すること)

- ・町内在住で本町に住民登録をしている方
- ・本人及び同居家族が町税や町の使用料等を滞納していない方
- ・交付を受けたことがある場合は、交付を受けた日から5年経過していること

#### 助成額

- ・助成対象工事にかかる費用の10%(上限10万円、千円未満の端数は切り捨て)の金額  
→ただし、次の①～③いずれかに該当する場合には助成対象工事にかかる費用の15%(上限15万円、千円未満の端数は切り捨て)の金額まで助成します。
- ①いずれかが40歳以下の夫婦のみの世帯(若者世帯)
- ②18歳以下の子どもを養育する世帯(子育て世帯)
- ③同一世帯内に子夫婦とその親が居住する世帯又は3世代以上の世帯員が居住する世帯(多世代同居世帯)

#### 手続きの流れ (新築・リフォームとも)



※工事に着手または完了した後に交付申請することはできません。  
必ず、工事に着手する前に交付申請手続きを行ってください。

## 2. 新築助成

### 対象工事

- ・住宅の新築

### 条件等

- ・翌年度末までに工事完了すること
- ・施工業者は町内外業者を問いません

### 対象住宅

- ・申請者が居住するため町内に新築する住宅
- ・日常的に居住する建物に限る(別荘・倉庫等は対象外)

### 申込み資格 (次の要件すべてに該当すること)

- ・町内在住で本町に住民登録をしているか、住宅の新築に伴って転入する予定の方
- ・住宅の新築後5年以上、本町に居住する予定の方
- ・本人及び同居家族が町税や町の使用料等を滞納していない方

### 助成額:20万円

ただし、次に該当する場合はその額とします。

① 若者世帯	50万円
② 子育て世帯	50万円
③ 多世代同居世帯	50万円
④ 町内事業者が施工する新築工事	50万円
⑤ ①～③のいずれかで④に該当する場合	70万円

若者世帯...いずれかが40歳以下の夫婦のみの世帯

子育て世帯...18歳以下の子どもを養育する世帯

多世代同居世帯...同一世帯内に子夫婦とその親が居住する世帯又は3世代以上の世帯員が居住する世帯

※本助成金の交付申請等に必要な書類は役場住民生活課までお越しいただくか、  
岩美町ホームページ中の

「各課の仕事 → 住民生活課 → 住宅係 → 住宅新築・リフォーム資金助成」



お問合せ・交付申請窓口

岩美町住民生活課 住宅係

電話 (0857) 73 - 1415

お問合せはお気軽にどうぞ!!